

第一種電気工事士免状の交付申請手続案内 (試験合格者)

1 申請できる方 (以下の3項目を全て満たす方)

- ① 第一種電気工事士試験に合格していること。
(電気主任技術者資格等による認定申請は、「手続案内(認定申請)」を御覧ください。)
- ② 愛知県内に住民登録していること。
(住民登録している都道府県が申請先になります。)
- ③ 申請に必要な実務経験があり、所定の実務経験証明書により証明できること。
(実務経験証明書については、「5 実務経験証明書」及び「記載例」を御覧ください。)

2 申請先及び問い合わせ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県防災安全局防災部

消防保安課産業保安室電気・火薬グループ

(愛知県庁 本庁舎3階)

電話052-954-6199 / ファクシミリ052-954-6909

メール sangyohoan@pref.aichi.lg.jp



3 手続の流れ

- ① 申請書一式をダウンロード(印刷)してください。
- ② 記載例を参考に実務経験証明書を記入し、事前審査を受けてください。
事前審査は下書きや代表者印押印前でも結構です。
【事前審査の流れ】
 1. メールまたはFAXで実務経験証明書を産業保安室に送信してください。
メールアドレス：sangyohoan@pref.aichi.lg.jp
(件名を「第一種電気工事士実務経験事前審査」としてください。)
FAX番号：052-954-6909
 2. 審査結果を回答します。

※ 審査結果の回答が3日以上ない場合は、受信確認の電話(052-954-6199)を開庁時間(平日8:45~17:30)をお願いいたします。

 3. 審査の結果、受付可となる場合は「事前審査受付番号」をお伝えします。
実務経験証明書の左上に、事前審査受付番号を記入してください。
また、代表者を印忘れずに押印願います。

- ③ 「4 必要書類」をそろえ、郵送(簡易書留)又は持参により申請ください。
- ④ 不備がなければ、免状は、書類到着の1～2週間後に簡易書留で郵送します。
- ※ 実務経験証明書の事前審査を受けた後、原則として1か月以内に申請下さい。
(長期間経過すると、法令改正等により事前審査が無効となる場合があります。)
- ※ 実務経験証明書の不備により窓口で受付できない事例が多いため、事前審査をお願いしております。御足労をおかけしないため、御協力願います。

4 必要書類(※の様式は、ダウンロードできます。)

- ① 免状交付申請書※
- ② 手数料愛知県収入証紙6,000円
愛知県収入証紙は、県庁本庁舎5階売店、県内各市区町村役場、警察署等で販売しています。(コンビニ・郵便局では販売していません!)
- ③ 写真2枚(たて4センチ×よこ3センチ。これより小さい場合は不可。)
裏面に氏名記入。3ヶ月以内に撮影。わくなし・正面・無帽・無背景・上半身。2枚同一のもの。
- ④ 試験結果通知書(オレンジ色のハガキ大の用紙。原本)
又は「合格証書の写し」の提出と「合格証書原本」の提示
(郵送での申請の場合は、免状交付の際に「原本」を返送します)。
(紛失の場合は(財)電気技術者試験センター03-3552-7691で再交付を受けること。)
- ⑤ 実務経験証明書※
「5 実務経験証明書について」及び記入例をよくお読みください。
- ⑥ 免状送付用封筒(定形封筒〔23.5～14センチ×12～9センチ〕
免状送付先の住所・氏名を記入。切手不要。)
- ⑦ その他添付書類(実務経験証明書で必要とされる場合)

5 実務経験証明書について(重要ですので、よくお読みください。)

免状交付には、3年以上の電気に関する工事(注1)の実務経験が必要です。
実務経験は、工事施工時の雇用主(注2)による実務経験証明書により審査します。

以下の実務経験に関する説明をよく読み、記載例を参考にした上で、実務経験証明書(様式)に記入してください。

また、添付書類が必要な場合は、添付してください。

○認められる実務経験の例 (主なもの)

- ・ 第二種電気工事士免状取得以降の一般用電気工作物 (一般家庭、個人商店等) の電気工事 (記載例①) (第一種電気工事士試験合格者用)
- ・ 自家用電気工作物 (おもに高圧以上で受電するビル、工場等 (最大電力500KW以上の需要設備)、発電所、変電所) の電気工事 (記載例②)
- ・ 認定電気工事従事者認定証取得以降の自家用電気工作物 (最大電力500KW未達の需要設備) の簡易電気工事 (記載例②)
- ・ 電気事業の用に供する電気工作物の電気工事 (記載例③)

…(注1)…実務経験として認められる電気に関する工事とは

- (1) 電気工作物に該当する電気設備を設置し、又は変更する工事。(自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含み、キュービクル、変圧器等の据え付けに伴う土木工事及び電気機器の製造を除く。)
- (2) 経済産業大臣が指定する養成施設において教員として担当する実習
なお、次に掲げる工事は、実務経験とは認められません。

①軽微な工事 (電気工事士法施行令第1条)

- ア 600ボルト以下で使用する接続器・開閉器にコードまたはキャブタイヤケーブルを接続する工事。
 - ・ 接続器の例…差込接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットなど
 - ・ 開閉器の例…ナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチなど
- イ 600ボルト以下で使用する電気機器 (配線器具を除く) ・蓄電池の端子に電線 (コード及びケーブルを含む) をねじ止めする工事。
- ウ 600ボルト以下で使用する電力量計・電流制限器・ヒューズを取付け、または取外す工事。
- エ 電鈴、インターホン、火災感知器等の施設に使用する小型変圧器 (二次電圧 36ボルト以下に限る) の二次側配線工事。
- オ 電柱の設置又は変更する工事。
- カ 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事。

② 特殊電気工事 (電気工事士法施行規則第2条の2)

- ア ネオン用として設置される分電盤、主開閉器 (電源側の電線との接続部分を除く)、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの付属設備に係る電気工事 (ネオン工事)
- イ 非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤 (他の需要設備との電線接続部分を除く) 及びこれらの付属設備に係る電気工

事（非常用予備発電装置工事）

- ③ 電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信工事

(注2) 工事施行時の雇用主による実務経験証明書

- 1 証明者は、原則として、雇用主（代表者）です。なお、支店長、工場長等に証明行為が委任され、委任状が提出されている場合は、その者の証明でも可です（委任状様式は、別ファイル「実務経験証明書の証明者について」を参照してください。）。
- 2 2社以上にまたがって経験年数を満たす場合は、それぞれの証明者の証明が必要です（1社につき実務経験証明書1枚）。
- 3 証明者印は、屋号印（角印）ではなく、個人の場合は丸印（認印で可）、法人の場合は登記印（実印）を押印してください。

6 住民票について

愛知県で電気工事士免状の交付を受ける場合は、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）により申請者の氏名等を確認しますので、原則として住民票の写しの提出は不要です。

但し、住基ネットの利用を希望されない方は、住民票（交付後3ヶ月以内、マイナンバーの記載がないもの）を提出してください。

なお、外国人住民の方は、電気工事士免状に記載する氏名の記載方法について、通称名の使用など、外国人の方に特有の確認事項がありますので、事前にお問い合わせ(052-954-6199)をお願いします。